

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第46号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年静岡県条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用に係る特定個人情報)

第2条 条例別表第2に規定する規則で定める情報は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める情報とする。

(提供に係る特定個人情報)

第3条 条例別表第3に規定する規則で定める情報は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める情報とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

条例別表第2の項	情報
教育委員会の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項に規定する経費の支弁に関する情報

別表第2（第3条関係）

条例別表第3の項	情報
知事の項	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者又は同条第1項に規定する被保護者であった者に係る静岡県特別支援教育就学奨励費補助金の支弁に関する情報